

チリ経済情勢報告(2019年4月)

<概要> 景気は、このところ弱い動きとなっている。

- 消費は、弱い動きがみられる。
- 生産は、工業は増加、鉱業は減少。企業マインドは楽観的である。
- 失業率は高い水準にある。
- 物価は緩やかに上昇している。
- 貿易は黒字が続いている。
- 銅価格はおおむね横ばい、為替はドル高、株価はおおむね横ばい。

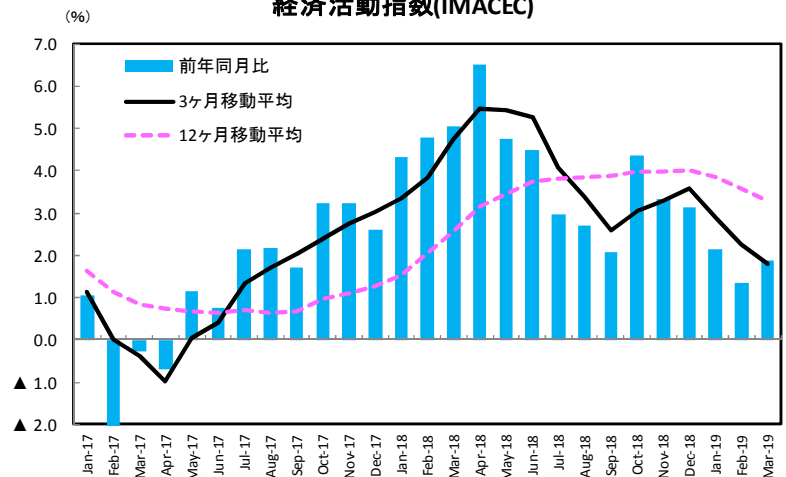
先行きについては、各種政策、世界経済の動向、米中貿易摩擦等による銅価格及び為替の動向が、チリ国内経済に与える影響に引き続き留意する必要がある。

1. 経済指標

(1) 経済活動指数(IMACEC)－前年同月比 1.9%増－

3月のIMACECは前年同月比1.9%、(季節調整済前月比は0.6%)となった。営業日数は昨年と同数だった。鉱業は前年同月比▲2.1%、鉱業以外の業種は同2.3%と引き続き好調。季節調整済前月比では鉱業は▲1.1%、非鉱業部門は0.2%となった。中銀アンケート(5月)による4月の見通しは2.4%(中央値)となっている。

経済活動指数(IMACEC)



(2) 消費－弱い動き－

① 3月の商業活動指数(実質, INE公表)は、前年同月比2.6%、同指数の小売業(除く車)は同1.0%となった。

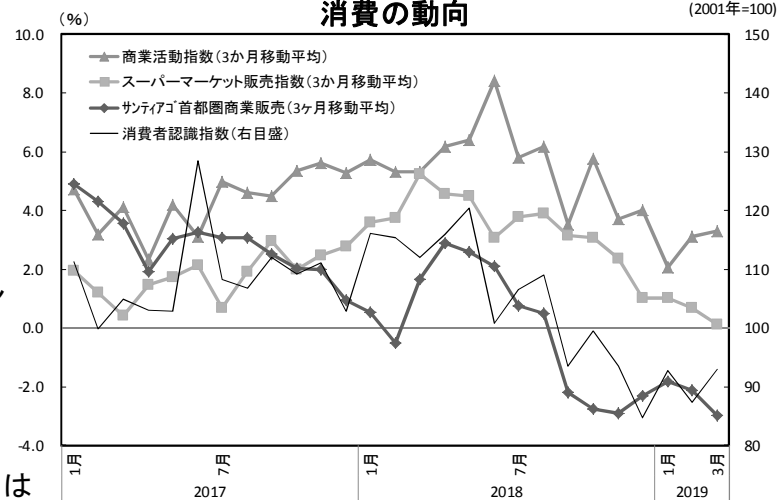
② 3月のスーパーマーケット販売額(実質, INE公表)は、前年同月比▲1.1%となった。

③ 商業販売額(チリ商工会議所公表, サンティアゴ首都圏, 暫定値)は、3月は前年同月比▲3.2%となった。

④ 3月の消費者認識指数(CEEN公表)は93.0となった。現状指数は123.8, 将来指数は82.1となった。

⑤ 4月の新車販売台数は32,716台(前年同月比▲7.8%)となった。

消費の動向



**(3) 鉱工業生産，電力－工業は増加，
鉱業は減少－**

3月の工業生産指数は、前年同月比1.3%となった。セクター別では機械製品が前年同月比寄与度1.15%、機械設備を除くその他の金属製品が同0.46%と増加に寄与した一方、革製品が同▲0.23%と減少に寄与した。

3月の鉱業生産指数は前年同月比▲3.5%、銅生産量は同▲3.5%となった。

3月の電力指数は前年同月比▲1.5%となった。

(4) 企業の業況判断－楽観的－

4月のIMCE（企業業況判断指数）は52.08ポイントで、前月差▲1.93ポイントとなった。内訳を見ると、商業が55.85（同0.38ポイント）、鉱業が62.02（同▲1.91ポイント）、製造業は44.44（同▲3.30ポイント）、建設業が52.24（同▲2.34ポイント）となった。

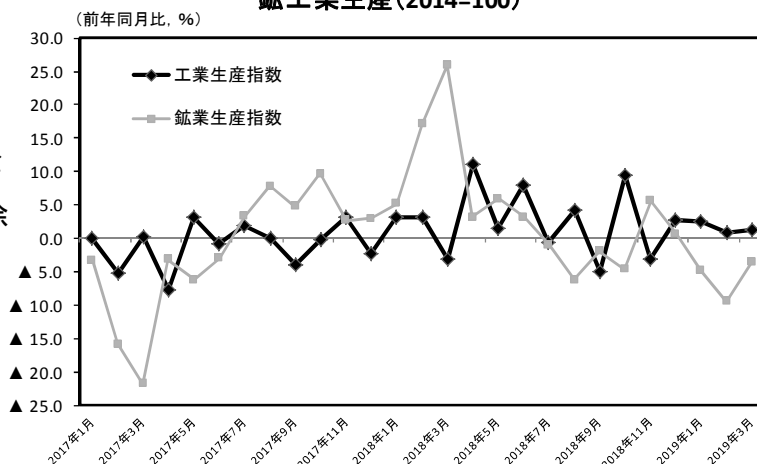
(5) 不動産－減少している－

2月の建築許可面積（INE公表）は前年同月比▲1.2%（3か月移動平均）と減少に転じた。内訳を見ると、住居が同▲10.4%、非住居は同22.9%と、となった。

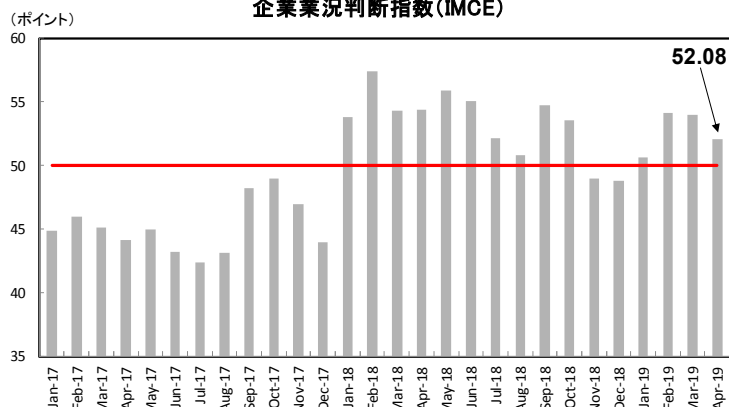
(6) 雇用－失業率は高い水準にある－

1～3月期の失業率は6.9%（前年同期差▲0.05%）と、高い水準にある。前年同期で見ると、労働力人口は99,353人増加（前年同期比1.1%）、就業者数は97,394人増加（同1.2%）し、失業者数は1,958人増加（同0.3%）している。就業者数を職業別にみると、社会保障サービスが前年同

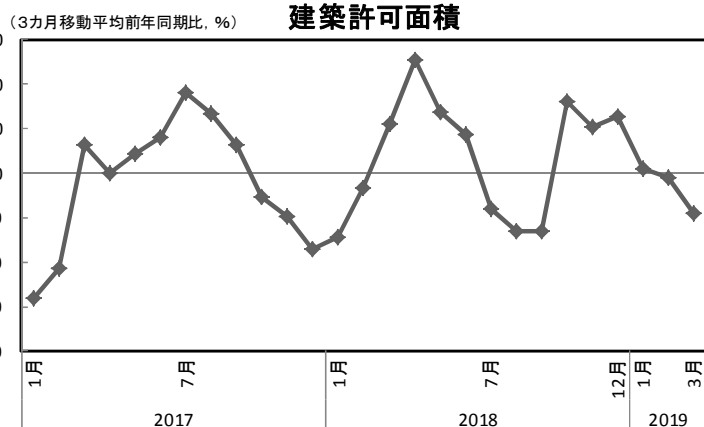
鉱工業生産(2014=100)



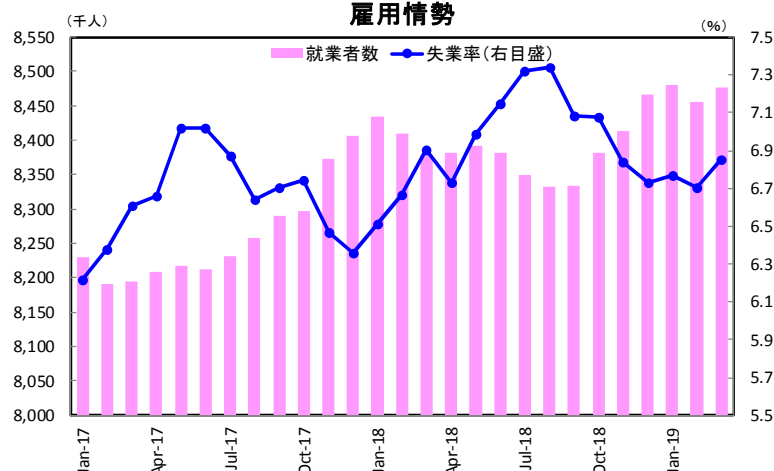
企業業況判断指数(IMCE)



建築許可面積



雇用情勢



月比寄与度0.44%，教育が同0.37%と増加に寄与する一方，商業が同▲0.21%と減少に寄与している。

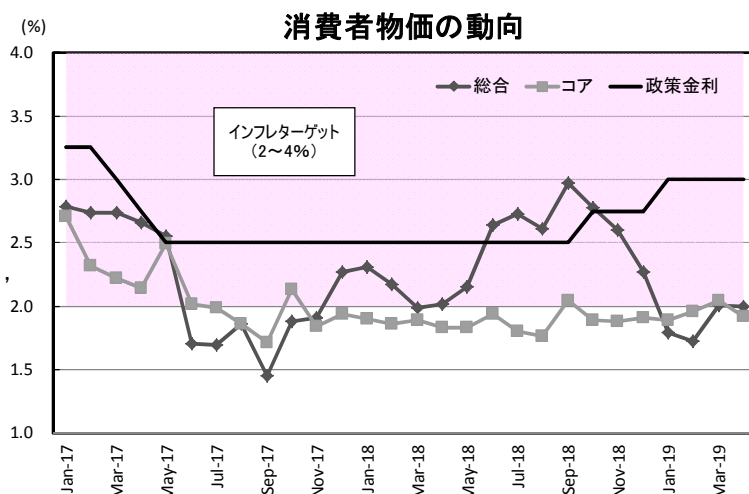
3月の賃金（速報値）は，名目は前年同月比4.8%，実質は同2.3%となった。

(7) 物価－緩やかに上昇している－

4月の消費者物価指数（総合）は，前月比は0.3%，前年同月比は2.0%となった。品目別に前年同月比の動きをみると教育（5.1%），住居・電気・ガス・水道（3.1%）が上昇している一方，衣料品・靴（▲1.1%），通信（▲3.5%）が下落している。なお，消費者物価指数（コア）は，前月比0.1%，前年同月比1.9%であった。

中銀アンケート（5月）によるインフレ期待は1年後：2.9%（前月2.8%），2年後：3.0%（前月3.0%）となっている。

3月の生産者物価（全産業）は，前月比は2.1%，前年同月比は4.1%となった。鉱業が上昇（前年同月比6.7%）する一方，電気ガス水道（同▲2.1%）が減少している。

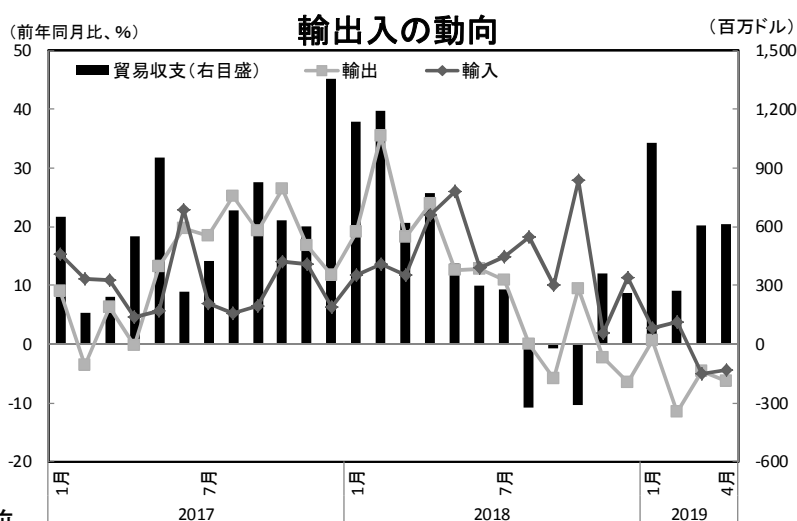


(8) 貿易－引き続き黒字－

① 4月の輸出額（FOB）は58.7億ドル（前年同月比▲6.3%）となった。内訳を見ると，鉱業品30.1億ドル（同▲6.8%）（全体の51%），農林水産品6.7億ドル（同▲9.1%）（全体の12%），製造業品21.9億ドル（同▲4.8%）（全体の37%）となった。鉱業品のうち銅は30.8億ドル（同▲8.2%）（鉱業品輸出額全体の93%）となった。

② 4月の輸入額（FOB）は52.5億ドル（前年同月比▲4.3%）となった。内訳（CIF）は，消費財16.0億ドル（同▲1.9%），中間財28.0億ドル（同▲8.2%），資本財11.9億ドル（同▲4.4%）となった。

③ 4月の貿易収支（FOB）6.1億ドルの黒字となった。



(9) 対日・中・韓貿易

① 対日貿易（FOB）：3月の貿易額は，輸出額8.2億ドル（前年同月比22.8%），輸入額2.0億ドル（同▲3.5%），貿易総額では10.1億ドル（同16.6%）となった。

② 対中貿易（FOB）：3月の貿易額は，輸出額15.4億ドル（前年同月比▲18.2%），輸入額12.7億ドル（同▲7.0%），貿易総額では28.1億ドル（同▲13.5%）となった。

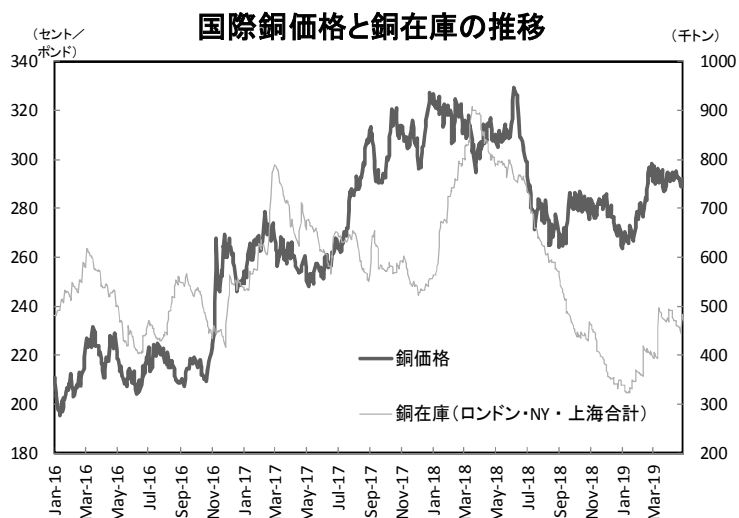
③ 対韓貿易 (FOB): 3月の貿易額は、輸出額4.7億ドル(前年同月比8.1%), 輸入額1.2億ドル(同▲5.2%), 貿易総額では5.9億ドル(同5.1%)となった。

2. 市場の動き

(1) 国際銅価格 - おおむね横ばい -

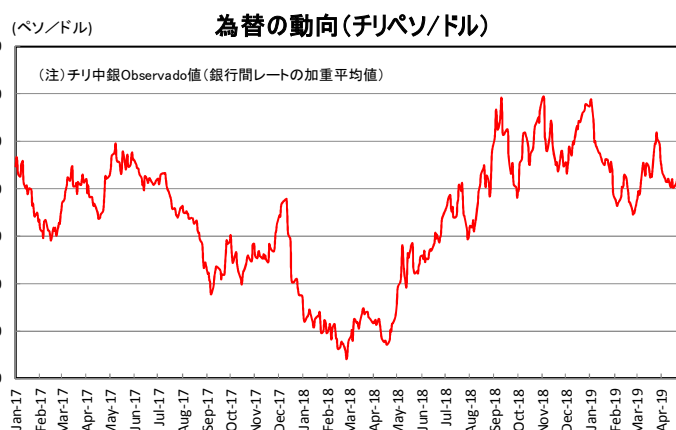
4月の国際銅価格は1ポンド2.94744ドル(1日)で始まった。上中旬は好調な中国経済を背景に銅価格は堅調に推移。下旬は為替に連動し値を下げたものの、最終的に、月末には2.92204ドル(30日)と前月末比0.2%で終了した。

4月の銅在庫は、468,667トン(1日)で始まり、月末には471,921(30日)と前月末より増加した。



(2) 為替 - ドル高に推移 -

4月の為替は、1ドル678.53ペソ(1日)で始まった。中国経済が好調を示す指標が確認されたことから月中は銅価格回復ともに、ペソ高に推移。月末は米経済が好調であることからドル買いが進んだ。月末は673.86ペソ(29日)と前月末差▲7.23ペソで終了した。



(3) 株価 - おおむね横ばい -

4月のIPSA値(サンティアゴ主要株式指数)は5256.67ポイント(1日)で始まった。月末には5187.1ポイント(30日)と、前月末比▲0.4%で終了した。



3. 経済トピックス

(1) 税制改革と野党間協議における代替財源案の再提案：報道

【概要】

○立法化投票を10日に控え、政府側は新たな代替財源案を改正反対派野党に提案した。

○新たな財源案では、キャピタルゲイン控除制限、保険金課税や脱税対策等で前回提案を含めて総額4億7,100万米ドルと見積もられているものの、一部の代替案は推計ができていない。

○一方、反対派野党側の一人は、これまで柔軟な対応を見せていたにも関わらず、今回の提案は推計がいい加減だとして、提案を批判した。

○ラライン財務大臣は、下院議員に賛成投票を呼びかけるとともに、改革案が弱者対策として重要な法案であることを強調した。

明日(10日)に立法化の投票を前に、政府が反対派野党との距離を詰め、議会での法案審議を続けられるようにするため、下院財務委員会が開催された。委員会には、ラライン財務大臣、ブルメル大統領府長官らが出席し、議会の過半数を占めている野党(旧多数派、拡大前線)の後援を受けられていない状況かつ8億3,300万米ドルの費用がかかる税制統合における新たな代替財源案を提案した。

新たな提案では、代替財源の総額は4億7,100万米ドルと見積もられている。その内容は、マーケットメーカーと呼ばれる制度の利用制限で、キャピタルゲインに対する税控除を制限するというもの。これにより年間5,600万米ドルがカバーされる見込みである。その他には、貯蓄型生命保険の保険金に対する所得税課税で年間5,200万米ドルのカバーが見込まれる。また、海外事業で獲得した収入に対する課税適用範囲の拡大により、8,000万米ドル、このほか、脱税対策や農地・林業に対する税控除の廃止が含まれ、この2つに関しては推計ができていない。

チリ歳入庁(SII)も運営の継続性確保のため、強化がなされる予定であり、内容は、ビッグデータ取扱い強化、高度分析、納税者情報の保存容量増加、人工知能の導入と技術的強化が主の提案となっている。

これら政府の提案があつたにもかかわらず、反対派からは批判が出た。ペペ・アウス下院議員(無所属)はこれまで議論を進めるために柔軟な対応をとっていたが、今回の提案には仮定の収入が追加されており、不完全な分析だ、と述べた。

下院財務委員会委員長のパブロ・ロレンチャーニ下院議員(キリスト教民主党(DC))は、大統領に本案の立法化を可決する権限を付与することができるが、それは行わなかった、と述べた。「ラ」大臣は、下院議員に対して賛成の投票を呼びかけ、高齢者、地域、中流階級、中小企業にとって非常に重要なトピックである本法案を立法化できないこと、理解不可能だ、と述べ、加えて、さらなる方策を検討していると約束した。

(2) Tianqi 社とポンセ氏の和解：報道

T社とポンセ氏の企業グループ(パンパグループ社)は、16項目を内容とする文書に合意し、和解した。

和解内容は、S社の経営陣の任命に係る経営ガバナンスと手続によりS社の経営の独立性を保証するとともに、T社から派遣される経営陣の任命に関する「パ」社の支援義務について詳述されている。

特に、T社が得るS社の配当、T社又は外部監査法人によるS社の情報アクセス等についても取り上げられている。協定の有効期間は1年間で、「パ」社は、この和解で、将来の課題解決に焦点を当てること出来るようになる」と評価する。

Vivian Wu・T社副社長も、(今回の和解は、)S社の成長を支援すべく、関係を強化し、両者の理解を深める機会である、T社は常に、「パ」社と関係を強化しS社の成長をサポート

ートすることを当初から意図していた、と説明し、T社からポンセ氏側に対する丁寧な申入れの言葉の端からは、とりあえず両者の間の亀裂が回避されたように見受けられる。

Weiping Jiang・T社会長は、S社は20年間評価を高めてきた企業であり、それは、「パ」社とその株主であるポンセ氏の優れたビジョンと才能によるものである、と賞賛した。

(3) Google社私設海底ケーブルのチリ陸揚げ：報道

今から18か月前にカリフォルニア州ロサンゼルスから開始された本プロジェクトは、今朝、バルパライソの海岸に到着する。

G社による自社の海底ケーブルは本件が3例目で、最初はフィンランドでのテスト、2例目がブラジルで600キロをカバーしているが、本件は1万キロを超える本格的なプロジェクトであり、科学者キュリー博士の名前を冠している。G社のプロジェクトマネージャーは、全て順調に進んでおり、チリ政府に感謝すると述べた。

G社は世界13カ所の海底ケーブルと14カ所のデータセンターを擁しているが、ケーブル敷設はコンソーシアムの一員として参画してきた。本プロジェクトは、2015年に営業開始したチリにおけるデータセンターを支えるものであり、米国とチリ、そして南米におけるGoogle社のビジネスを成長させるものである、とG社は語る。

投資額は明らかでないが、2016年以降、G社は全世界の通信インフラに470億米ドルを投資している。

(4) チリとアジアを接続する海底光ファイバーケーブルへのチリ財閥の関心：報道

ピニェラ大統領の中国訪問に同行しているアンドロニコ・ルクシク氏（注：チリ大手財閥。銀行、鉱業等企業の所有者）は、同氏が30%を所有しているフランスの企業Nexansを通じて、太平洋横断海底ケーブルの入札に参加することを考えていることを認めた。（注：Nexansはケーブル製造販売等を行う仏企業）

「ル」氏は、本ケーブル事業は重要であり、その入札には様々な企業が参加すると思われるが、もし我々の所有する海底ケーブルの専門の仏企業が参加するのであれば素晴らしいことである、とした。

また、「ル」氏は、欧州で2番目の規模である当該仏企業は本件への準備はできているが、現在中国企業が競争力を増して成長していることには注意しなければならない、と述べた。

(5) 労働改革法案第2部：報道

【概要】

○労働改革法案第2部が署名された。法案の主要な内容は、労働時間の柔軟化である。

○現行、週45時間労働、週5～6日労働、1日あたり最大12時間労働であったところ、改革法案では週4～6日、もしくは月180時間の範囲で自由に組み合わせることができる。

○より柔軟な労働時間の選択ができることに加え、超過勤務及び休日出勤の制度も変更となる。

○制度面以外では、雇用助成金やセクシュアル・ハラスメントへの規制強化等も盛り込まれている。

ピニェラ大統領とモンケベルグ労働大臣は、政府の労働改革法案の第2部に署名を行い、内容を公表した。今回の法案の内容の一つに、労働時間の柔軟性が含まれるが、これにより2つの方法で労働時間の配分を自発的に行うことができる。第一は、週45時間労働の中で、労働日を週4～6日、最大12時間労働とすることができるもの。第二に、月180時間労働の中で、1週間のうち最大6日、1日最大12時間労働ができるというもの

である。この2つの方法を組み合わせた利用も可能なため、労働者がより休暇を取りやすくなる。

残業時間についても変更が加えられる。現行法では、1日2時間、週12時間の上限が定められているが、法案では上述の労働時間に応じ、週もしくは月単位で超過勤務が設定される。また、日曜出勤について、現行では、月2日まで、代休をその月内にとることとされているが、法案では代休を半年内にとることができる。

このほか、法案には、一時的労働に対する正式な労働契約、デジタルサービスの提供者による謝礼金の支払い、雇用助成金、包摂性に関する法案及びセクシャルハラスメント、労働ハラスメントに関する規制規範の強化が含まれるとされる。

本法案の財源については、本年度中は労働省の予算から、不足分は別途要求される見込みで、次年度以降は予算法に基づく。署名式にも参加したラライン財務大臣は、労働改革の財政コストは資源配分の観点から鑑みると大きい規模ではないが、若年者雇用補助金の拡大と関係しており、年12億ペソの支出がある、と述べ、雇用創出の影響についての分析が今後公表されるだろう、と述べた、